

南城市告示第152号

南城市制限付一般競争入札実施要綱を次のように定める。

令和2年8月13日

南城市長 瑞慶覽 長敏



南城市制限付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、南城市が発注する建設工事等の入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定に基づく制限付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の実施に関し、南城市契約規則（平成18年南城市規則第41号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格要件)

第2条 一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格（以下「入札参加資格要件」という。）は、次のとおりとする。なお、入札参加者は、次の各号に定める資格を、当該各号ごとに別に公告で定める期間満たさなければならない。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 南城市建設工事に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成18年告示第59号）第2条に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札の方法により実施する対象工事等が建設工事の場合は、有効な経営事項審査を有している者であること。
- (4) 対象工事等が建設工事の場合は、建設業法（昭和24年法律第100号）に定める建設業の許可を受けている者であること。ただし、4千万円（建築工事にあっては6千万円）以上の工事を下請施工させる場合は、特定建設業の許可を有しているものであること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査を受け、本市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、市の審査を経て有資格者として認定され、資格者名簿に登録された者で更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）。
- (6) 経営状態が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること

(公告日の3月前から開札日までの間に不渡り等を生じていないものであること。ただし、第5号に該当する者を除く。)。

- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じる者として、公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど受注者として不適当であると市長が認める者に該当しないものであること。
- (8) 南城市建設工事競争入札参加資格及び指名基準等に関する規程（平成18年南城市告示第58号）第6条に規定する格付名簿に登録されていること。
- (9) 建設業法の規定に基づく監理技術者又は主任技術者（同法第26条第3項の規定に該当する場合は、専任の者に限る。）を配置できる者であること。
- (10) 南城市に本店又は支店がある者であること。
- (11) その他市長が定める要件を満たしている者であること。

(資格要件の設定等)

第3条 対象工事等を主管する課（局、室を含む。以下「工事等主管課」という。）の長は、対象工事等の入札参加資格要件を設定するため、入札参加資格要件等設定依頼書（様式第1号）に制限付一般競争入札参加資格要件等設定資料（様式第2号）等を添えて、南城市建設工事等請負業者選定委員会規程（平成18年南城市訓令第36号）第4条の別表に定める第1選定委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。

- 2 委員長は、前項に規定する選定依頼書の提出があったときは、第1選定委員会を開催し、前条の入札参加資格要件を諮らなければならない。
- 3 前項の入札参加資格要件は、対象となる入札参加者が競争性を確保できるように設定するものとする。

(公告)

第4条 対象工事等を一般競争入札に付するときは、施行令第167条の6及び契約規則第15条の規定に基づき、次に掲げる方法により公告するものとする。

- (1) 南城市掲示板に掲示する方法
 - (2) 市公式ホームページに掲載する方法
 - (3) その他市長が認める方法
- 2 前項に規定する公告は、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 入札に付する事項
 - (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (3) 入札又は開札の場所及び日時
 - (4) 契約条項、設計図書等を示す場所及び日時
 - (5) 質問の受付・回答に関する事項
 - (6) 入札書及び工事費等内訳書（様式第3号）の提出方法、入札開札に関する事項
 - (7) 入札書等の不受理又は無効に関する事項
 - (8) 落札者の決定、最低制限価格、入札参加資格要件の審査に関する事項
 - (9) 入札保証金、支払条件、工期、工事費等内訳書及び契約保証に関する事項

(10) その他必要な事項

(入札参加申請)

第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、制限付一般競争入札参加申請書（様式第4号）を、公告において指定する期限及び方法により提出し、当該工事に係る入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号の入札参加資格審査のための書類（以下「資格確認書類」という。）を添付しなければならない。

- (1) 最新の経営規模等評価結果通知書の写し
- (2) 建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し
- (3) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- (4) 配置予定技術者の資格証及び健康保険被保険者証の写し
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 誓約書兼同意書（様式第5号）
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(入札参加資格審査)

第6条 市長は、前条第2項に規定する資格確認書類により、申請者が入札参加資格要件を満たしているか否かの確認審査を行い、審査の結果を申請者に対し、制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 前項により入札参加資格がないと認めた者に対してはその理由を付すとともに、入札参加資格がないと認めた理由について、所定の期限内に説明を求めることができる旨を通知する。

3 一般競争入札参加申請者については、開札結果の公表までは非公開とする。

(入札参加資格要件不適格者に対する説明)

第7条 制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書を受理した者で不服があるものは、前条第1項の通知が到達した日の翌日から起算して10日（休日（南城市の休日を定める条例（平成18年南城市条例第2号）で定める市の休日をいう。以下同じ。）を除く。）以内に、市長に対して説明を求めることができる。

2 前項の規定による説明を求める場合は、説明申立書（様式第7号）を工事等主管課に持参又は郵送することにより行うものとする。

3 市長は、第1項の説明を求められたときは、説明申立書を受理した日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、申立回答書（様式第8号）により回答するものとする。

(設計図書等の配布等)

第8条 市長は、一般競争入札に参加を希望する者に対し、設計図書等を公告日以降速やかに市公式ホームページに電子データで公開する方法により無償で配布するものとする。ただし、当該設計図書等が電子データ化し難いもの又は電子データとして大容量であり公開することが不適切なものについては、紙又は電子媒体により貸与又は配布することができるものとする。

(設計書等に対する質問及び回答)

第9条 入札参加者は、設計図書等に対する質問がある場合は、質疑書（様式第9号）を市長へ提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する質問書の提出があったときは、質疑回答書（様式第10号）により回答するものとする。

（入札）

第10条 一般競争入札に参加しようとする者は、契約条項その他関係書類を熟知の上、入札書を1件ごとに作成して、封書にし、自己の名を表記して所定の日時までに提出しなければならない。この場合において、入札者が他人に代理されるときは、委任状を提出させなければならない。

（入札の無効）

第11条 前条に規定する提出書類に虚偽の記載を行った者又は入札時において第2条に規定する入札参加資格要件を満たさなくなった者のした入札は、無効とする。

（入札結果等の報告）

第12条 入札結果等の公表については、南城市公共工事の入札及び契約の過程並びに契約内容等に係る情報の公表に関する規程（平成18年南城市告示第60号）により行うものとする。

（補則）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。